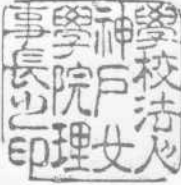


2011年3月22日

神戸女学院大学教職員組合
執行委員長 石川康宏 殿

学校法人神戸女学院
理事長 森 孝一



2011年3月9日付要求書に対する回答書

標記要求書の要求事項について、次のとおり回答します。

1. 各職場の管理監督者である課長級以上の役職者に、時間外賃金の不払いが起こることのないよう、厳正な取り扱いを徹底します。

具体的には、超過勤務を命じる場合は、その都度勤務表による所属長の命令と本人の承諾の確認を励行することとし、そのうえで万一賃金の不払いが発生した場合には、本人からの申し立ての受付窓口を総務課長として、適正に問題の解決に当たります。また、この問題については内部監査室の監査事項として日常管理を強化します。

以上を全職員に周知します。

2. 現在、教職員の健康の保持増進及び労働災害の防止その他快適な労働環境の形成のために必要な調査及び審議を行うことを目的として「衛生委員会」が設置されています。この委員会で労働環境の改善について積極的に取り込むこととし、大学組合からの委員を2名に増員する方向で規程改正手続きを進めます。

なお、賃金問題については別の場で取り上げるのが適当と思われますが、この委員会でも時間外労働関連事項は審議対象とします。

以 上